

土 住 第 958 号
令和 7 年 11 月 4 日

質 問 回 答 書

提案予定業者 殿

沖縄県土木建築部住宅課長
(公 印 省 略)

業務名称：沖縄県住生活基本計画基礎調査業務

上記業務に対する質問について、下記のとおり回答します。

No.	公募要領又は 仕様書項目	質 問 内 容	回 答
1	業務内容(ウ)b の住生活総合調査について	集計は全国と県どちらの値を抽出整理することを想定されていますか。	全国と県を比較するため、基本的には全国と県の両方の値を抽出整理することを想定しています。 具体的な抽出項目については、契約後に調整します。
2	同上	県の値を抽出する場合、施策に関連する意向、満足度等を抽出とあるが、沖縄県が H30 の住生活総合調査拡大調査で実施した際と同じく、国が確報値として集計している統計表のすべて (R5 は 168 表) 作成することを想定されていますか。	統計表のすべてを作成することは想定していません。 令和 8 年度の沖縄県住生活基本計画の見直しに必要な分の抽出を想定していますが、具体的な抽出項目については契約後に調整します。
3	同上	県の値を抽出する場合、調査票の個票データが必要になるため、当該データを総務省から提供してもらうための統計法に基づく調査票情報の提供に係る申請 (いわゆる 33 条申請) について、その申請事	統計法第 33 条の申請の事務手続きについても業務に含まれています。

		務手続き支援も業務に含まれているのでしょうか。もしくは、すでに申請事務手続きを進められていらっしゃいますか。	
4	同上	H30 調査では拡大調査を行っていますが、当該統計調査の報告書は提供いただけるでしょうか。	企画書の提出期間中、既存資料を住宅課内で閲覧することは可能です。借用については、契約後であれば可能です。 なお、閲覧の際は事前にご連絡ください。
5	仕様書 2-(1)-エ-(カ)	「住生活基本計画に係る住宅施策調査業務〈業務報告書〉」(令和3年6月)の借用もしくは閲覧は可能でしょうか。	企画書の提出期間中、既存資料を住宅課内で閲覧することは可能です。借用については、契約後であれば可能です。 なお、閲覧の際は事前にご連絡ください。
6	公告 P4 4 各種手続き	企画書の提出種類について7部とありますが、7部すべて正本となりますでしょうか。もしくは、正本1部、副本6部となりますでしょうか。	正本1部、副本6部をご提出ください。(副本は写しでかまいません。) また、副本の内、1部は一式、残りの5部は様式7、様式8-1及び様式8-2のみの提出でかまいません。